

重度障害者等通勤対策助成金（住宅手当の支払）

当該助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の4第1項第1号ハの規定に基づき、障害の理由により通勤することが容易でないため、住宅手当の支払いを行わなければ、対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる事業主に対して支給されるものです。

（対象障害者の障害がなければ、申請住宅の直前の住宅（対象障害者が申請住宅の直前に住居していた住宅。以下「前住宅」といいます。）から公共交通機関等を使用すること等により通勤できるため当該措置を行う必要はないが、対象障害者の障害特性のみの理由により前住宅から公共交通機関等を使用すること等による通勤ができないため、対象障害者自らが住宅を借り受ける措置を執り、かつ、住宅手当の支払いを行わなければ対象障害者の雇用の継続が困難であると認められる場合です。ただし、申請時点において対象障害者が雇用されてから6か月を超えている場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、雇用の継続が図られており、既に今まで通勤困難性に対する措置がなされていることから助成対象とはなりません。なお、ここでいう「やむを得ないと認められる場合」とは、対象障害者が中途障害者となった場合、又は障害の重度化が認められる場合であって、障害者手帳の写し又は指定医（精神障害者の場合は主治医）の診断書により通勤が困難になった理由が障害の進行等によるものであることが明らかであると機構が認めた場合をいいます。）

その申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

1 対象障害者の通勤困難性について

対象障害者の前住宅から申請事業所まで通勤が困難な理由について、対象障害者の障害に基づいた説明を行っていただく必要があります。

具体的には、対象障害者の前住宅から申請事業所まで公共交通機関等で通勤した場合の通勤経路、通勤方法、通勤距離、通勤時間を明記の上、その通勤経路では対象障害者の障害により通勤が困難である理由を具体的に記載して説明してください。

また、次の①～③に示す例のように対象障害者の障害の有無にかかわらず前住宅から事業所まで公共交通機関等を利用して通勤することが困難である場合や公共交通機関等による通勤が事業主の都合で困難になった場合等は、対象障害者の障害のみの理由により通勤が困難になったものではないことから助成対象となりません。

- ① 対象障害者の前住居から事業所まで通勤できる公共交通機関等がない等、そもそも公共交通機関等による通勤が不可能な場合
(通常は自動車等の車両運搬具を使用して通勤する経路であって、対象障害者がその障害の理由により自動車運転免許を取得できない又は医師から自動車の運転を止められていることが確認できる場合を除きます。)
- ② 対象障害者の前住居から事業所まで通常では通勤しないような相当の距離があり、通常通勤することが困難である場合
(例えば、東京都に住んでいたが、大阪府の事業所へ採用されることに伴い、東京都における住居から大阪府への事業所へ通勤することは困難であるため住居を移転する必要がある場合)
- ③ 対象障害者の入社後、事業所が移転したことにより公共交通機関等による通勤が困難になった場合

なお、対象障害者が精神障害者である場合はその通勤が困難である(となった)症状を確認するために、主治医の診断書を添付してください。

(対象障害者が精神障害者であって①のかつこ書きに該当する場合は、その症状の他、当該障害の理由により自動車の運転免許が取得できない又は自動車の運転を止められていることが確認出来る内容が記載されていること。)

2 支給対象となる住宅手当について

当該支給対象となる住宅手当は、支給対象障害者自らが住宅を借り受け、その賃料を支払っている者に対し、この助成金の対象障害者以外の労働者が住宅を借り受けた場合に通常支払われる住宅手当の限度額を超えて住宅の手当を支払うことを就業規則等において定めている場合です。なお、就業規則等の作成及び届出義務のない事業主の場合も、当該助成金を受給するためには就業規則等の作成及び労働基準監督署への届出を必要としておりますのでご了承ください。

たとえば、身体障害者手帳1, 2級を所持する身体障害者に支払われる住宅手当(月額)の限度額が5万円であって、その他の労働者に支払われる住宅手当(月額)の限度額が2万円であることが就業規則等で定められている場合は、助成対象費用は3万円であって、その額に助成率を乗じることによって得られる額が助成額となります。

したがって、この助成金の対象障害者とその他の労働者に支払われる住宅手当の額に差がない場合は助成対象とはなりません。

3 申請住宅について

申請住宅は、対象障害者自らがその通勤を容易にするために、住宅を新規に措置することについて助成するものであるので、対象障害者が申請事業所に採用される前から住んでいた住宅等は助成対象となりません。(申請事業所に採用されることが内定しているため、当該事業所の採用日以前に当該住宅を賃借した場合等を除きます。)

なお、当該住宅から事業所まで相当距離が離れている場合や、その移動において対象障害者の障害特性に配慮された通勤環境と認められない場合等は、対象障害者の通勤を容易にしている住宅と認められないため助成対象外とします。